

# 2014年版 行政書士 六法・テキスト・過去問関連 追 録

2014年版行政書士関連書籍（六法・テキスト・過去問）の追録情報を以下に収録しました。

平成26年7月2日

## 法 改 正

2014年版行政書士関連書籍は、平成25年11月1日を編集基準日として発刊しています。それ以後、平成26年4月1日（平成26年度行政書士試験の法令基準日）までに施行されました法改正を以下に収録しました。

※アンダーライン（                     下線）部分が改正部分です。

### ■民法

公布・施行＝平成25年12月11日

改正前	改正後
<p>900条（法定相続分）</p> <p>同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。</p> <p>2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。</p> <p>3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。</p> <p>4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、<u>嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、</u>父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1とする。</p>	<p>900条（法定相続分）</p> <p>同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。</p> <p>1 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。</p> <p>2 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。</p> <p>3 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。</p> <p>4 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の2分の1とする。</p> <p>※改正前のアンダーライン（下線）部分を削除する。 公布・施行＝平成25年12月11日</p> <p><b>ワンポイント</b></p> <p>非嫡出子相続分違憲判決（最大判平成25年9月4日）をうけて民法の一部改正が成立（平成25年12月11日一公布・施行）し、第4号ただし書前段部分（<u>嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とする</u>）が削除された。</p>

■内閣法

公布＝平成25年12月4日 施行＝平成26年1月7日

改正前	改正後
<p><b>第15条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣危機管理監 1 人を置く。</p> <p>② 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>③ 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>④ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第96条第1項、第98条第1項、第99条並びに第100条第1項及び第2項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>⑤ 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p>	<p><b>第15条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣危機管理監 1 人を置く。</p> <p>② 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。<u>第17条第2項第1号において同じ</u>）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>③ 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>④ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第96条第1項、第98条第1項、第99条並びに第100条第1項及び第2項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>⑤ 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。</p>
	<p><b>第17条 新設</b></p> <p>① <u>内閣官房に、国家安全保障局を置く。</u></p> <p>② <u>国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>1 第12条第2項第2号から第5号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第21条第3項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）</u></p> <p><u>2 国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第12条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務</u></p> <p><u>3 国家安全保障会議設置法第6条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前2号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務</u></p> <p>③ <u>国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。</u></p> <p>④ <u>国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。</u></p> <p>⑤ <u>第15条第3項から第5項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。</u></p> <p>⑥ <u>国家安全保障局に、国家安全保障局次長 2 人</u></p>

	<p>を置く。</p> <p><u>⑦ 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。</u></p>
<p><b>第17条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣官房副長官補 3 人を置く。</p> <p>② 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第12条第 2 項第 1 号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p>	<p><b>第18条</b> ※旧第17条を第18条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣官房副長官補 3 人を置く。</p> <p>② 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第12条第 2 項第 1 号に掲げるもの並びに<u>国家安全保障局</u>、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）を掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。</p>
<p><b>第18条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣広報官 1 人を置く。</p> <p>② 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第12条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣広報官について準用する。</p>	<p><b>第19条</b> ※旧第18条を第19条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣広報官 1 人を置く。</p> <p>② 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第12条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事務について必要な広報に関することを処理するほか、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣広報官について準用する。</p>
<p><b>第19条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣情報官 1 人を置く。</p> <p>② 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第12条第 2 項第 6 号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣情報官について準用する。</p>	<p><b>第20条</b> ※旧第19条を第20条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣情報官 1 人を置く。</p> <p>② 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第12条第 2 項第 6 号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>③ 第15条第 3 項から第 5 項までの規定は、内閣情報官について準用する。</p>
<p><b>第20条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官 5 人以内を置くことができる。</p> <p>② 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。</p> <p>③ 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>④ 第15条第 3 項及び第 4 項の規定は内閣総理大</p>	<p><b>第21条</b> ※旧第20条を第21条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官 5 人以内を置く。</p> <p>② 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。</p> <p>③ <u>内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。</u> <b>新設</b></p> <p>④ 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。</p> <p>⑤ 第15条第 3 項及び第 4 項の規定は内閣総理大</p>

臣補佐官について、同条第5項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。	臣補佐官について、同条第5項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
<p><b>第21条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官を置く。</p> <p>② 前項の秘書官の定数は、政令で定める。</p> <p>③ 第1項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、国務大臣に附属する秘書官は、国務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部局の事務を助ける。</p>	<p><b>第22条</b> ※旧第21条を第22条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各国務大臣に附属する秘書官を置く。</p> <p>② 前項の秘書官の定数は、政令で定める。</p> <p>③ 第1項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、国務大臣に附属する秘書官は、国務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各部局の事務を助ける。</p>
<p><b>第22条</b></p> <p>① 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。</p> <p>② 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。</p>	<p><b>第23条</b> ※旧第22条を第23条とする</p> <p>① 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。</p> <p>② 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。</p>
<p><b>第23条</b></p> <p>内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。</p>	<p><b>第24条</b> ※旧第23条を第24条とする</p> <p><u>この法律に定めるもののほか</u>、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。</p>
<p><b>第24条</b></p> <p>内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>	<p><b>第25条</b> ※旧第24条を第25条とする</p> <p>内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>

## ■内閣府設置法

平成25年12月13日＝公布・施行

改正前	改正後										
<p>第18条の表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">中央防災会議</td> <td style="text-align: center;">災害対策基本法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男女共同参画会議</td> <td style="text-align: center;">男女共同参画社会基本法</td> </tr> </table>	中央防災会議	災害対策基本法	男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法	<p>第18条の表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>国家戦略特別区域諮問会議</u></td> <td style="text-align: center;"><u>国家戦略特別区域法</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中央防災会議</td> <td style="text-align: center;">災害対策基本法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男女共同参画会議</td> <td style="text-align: center;">男女共同参画社会基本法</td> </tr> </table> <p>※表中のアンダーライン（下線）部を追加</p>	<u>国家戦略特別区域諮問会議</u>	<u>国家戦略特別区域法</u>	中央防災会議	災害対策基本法	男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法
中央防災会議	災害対策基本法										
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法										
<u>国家戦略特別区域諮問会議</u>	<u>国家戦略特別区域法</u>										
中央防災会議	災害対策基本法										
男女共同参画会議	男女共同参画社会基本法										